

松江市観光戦略プラン(仮称)策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市の観光振興の基本指針となる松江市観光戦略プラン(仮称)を策定するに当たり、観光に関する知識や経験を有する者等から幅広く意見を求めるため、松江市観光戦略プラン(仮称)策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員は、観光振興や経済情勢について知見を有する者から、市長が委嘱する。

2 委員は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

(役員を選出方法)

第5条 会長は委員の互選により選出するものとし、副会長は委員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は委員会の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第7条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、観光戦略プランの策定(仮称)における必要な提言を行う。

4 委員会に委員以外の専門的知見を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会は原則として公開する。ただし、委員会の審議内容が松江市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は委員会を公開することで適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、観光部観光振興課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。